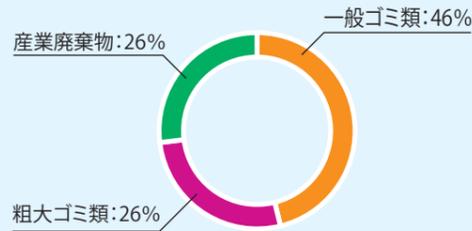


平成30年 川内川ゴミマップ(上流域①:伊佐市)

発見件数(平成29年度)

一般ゴミ類:12件
粗大ゴミ類:7件
産業廃棄物:7件
合計:26件



発見後処分したゴミの内訳

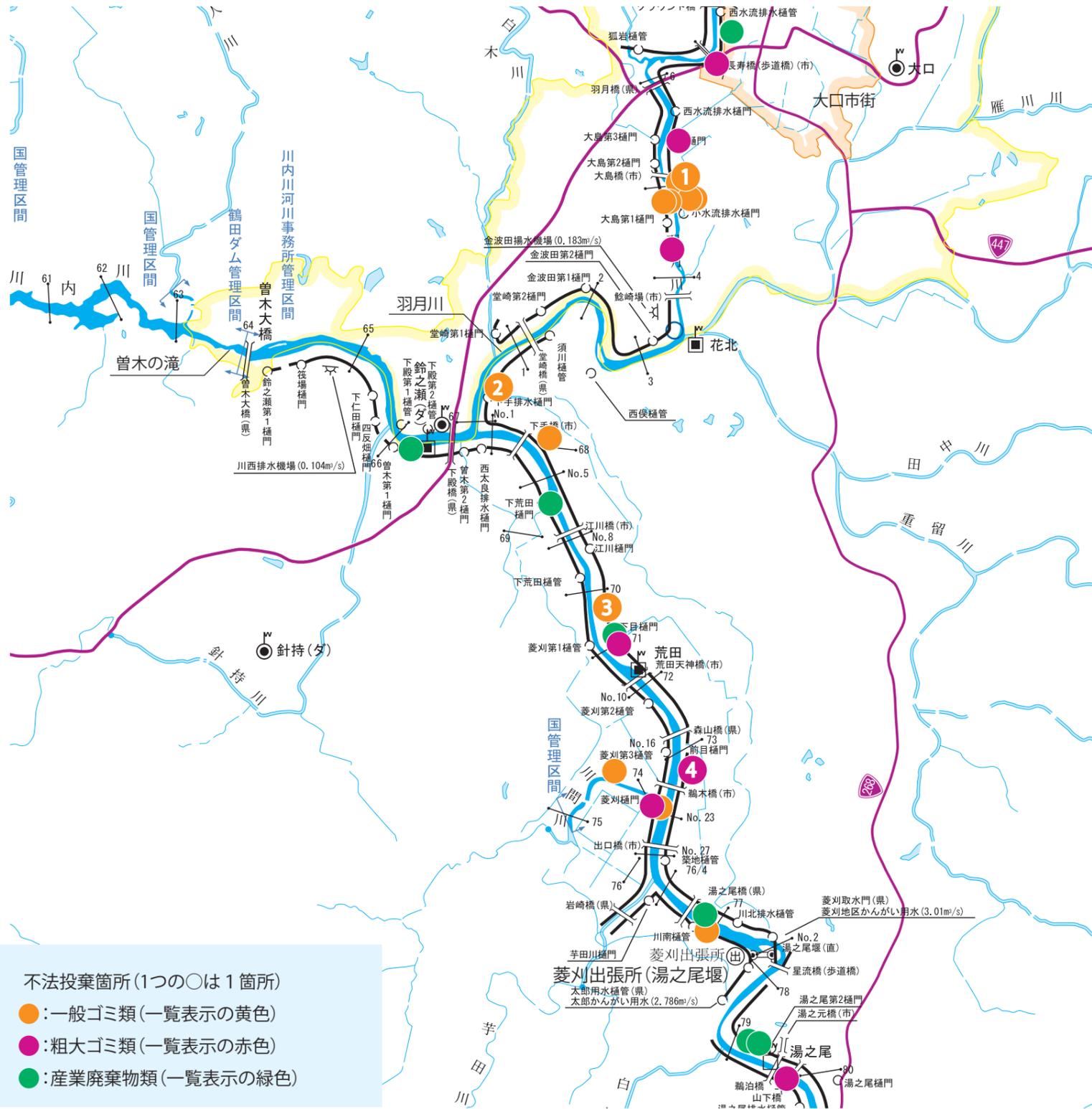
一般ゴミ類	
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	11.9袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	6袋
ペットボトル	0.5袋
空缶・ビン類	0.5袋
粗大ゴミ類	
粗大ゴミ	1個
産業廃棄物類	
建設廃材(土木・建築)	2㎡

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



不法投棄箇所(1つの○は1箇所)
 ●:一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
 ●:粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
 ●:産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
羽月川5 k 000
生活ゴミ(雑ゴミ)



番号: ②
羽月川左岸0 k 200
生活ゴミ(雑ゴミ)



番号: ③
川内川右岸70 k 550
プラスチック・ペットボトル



番号: ④
川内川右岸73 k 200
段ボール

国土交通省 川内川河川事務所

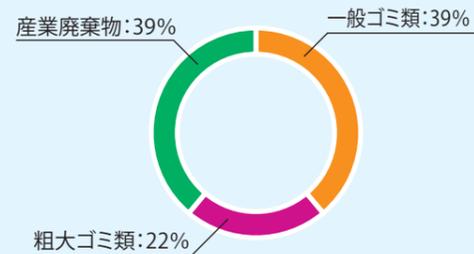
川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

平成30年 川内川ゴミマップ(上流域②:湧水町)

発見件数(平成29年度)

一般ゴミ類:7件
粗大ゴミ類:4件
産業廃棄物:7件
合計 :18件



発見後処分したゴミの内訳

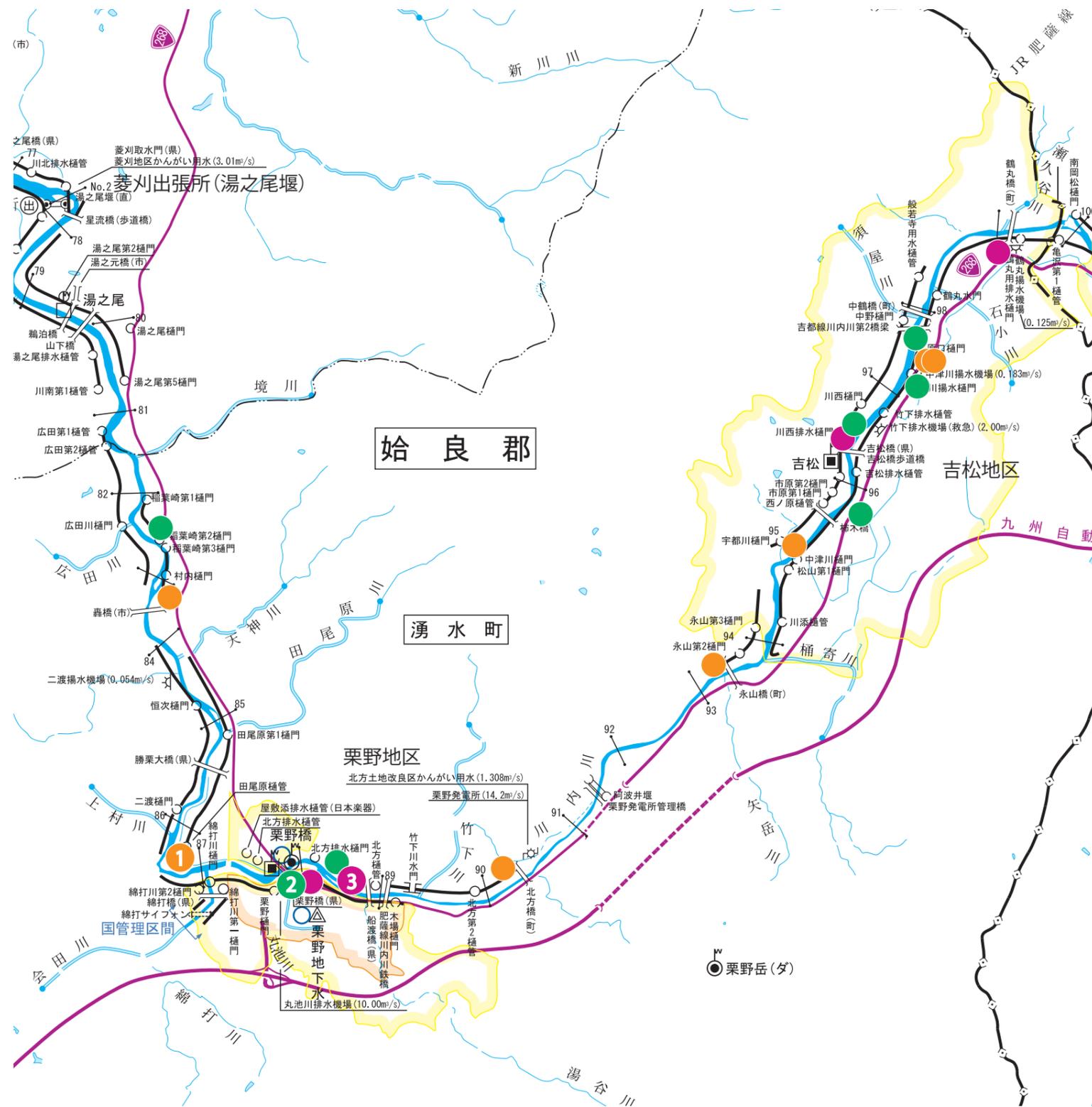
一般ゴミ類
ペットボトル 0.1袋
空缶・ビン類 0.9袋

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
川内川右岸86 k 600
生活ゴミ(雑ゴミ)



番号: ②
川内川右岸89 k 950
コンクリート殻



番号: ③
川内川右岸88 k 850
トイレファン

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

●:一般ゴミ類(一覧表示の黄色)

●:粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)

●:産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

国土交通省 川内川河川事務所

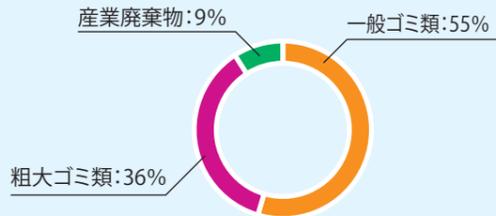
川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

平成30年 川内川ゴミマップ(上流域③:えびの市)

発見件数(平成29年度)

一般ゴミ類:12件
粗大ゴミ類:8件
産業廃棄物:2件
合計:18件



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 1.1袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 2袋
ペットボトル 0.7袋
空缶・ビン類 6.1袋

粗大ゴミ類
自転車 1台

産業廃棄物類
建設廃材(土木・建築) 0.7㎡

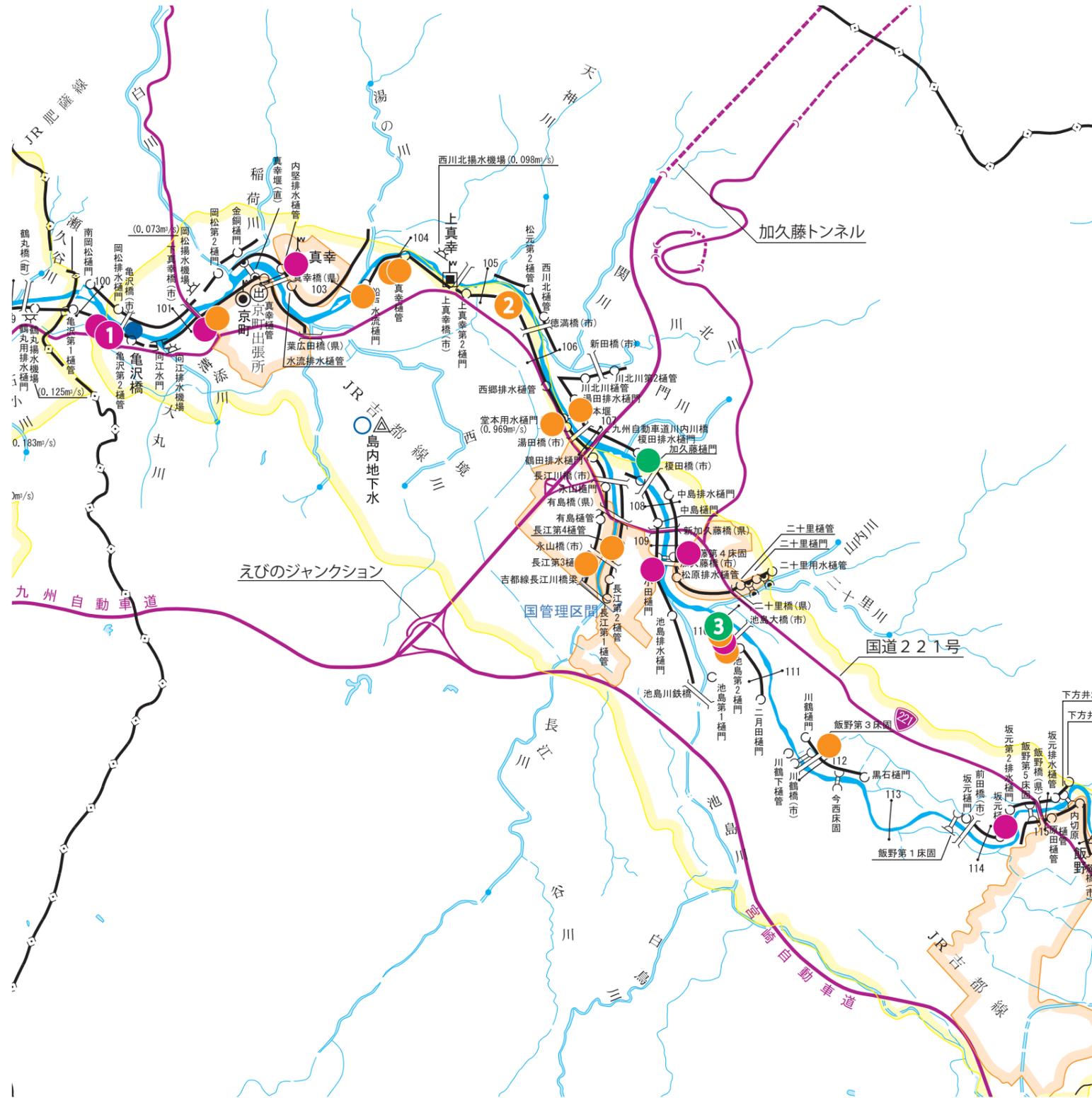
その他
その他 2個

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
川内川左岸100 k 400
自転車



番号: ②
川内川左岸105 k 400
カセットガスボンベ



番号: ③
川内川左岸110 k 400
コンクリート殻

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

- : 一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
- : 粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
- : 産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)